

諮問庁：観光庁長官

諮問日：平成30年3月28日（平成30年（行情）諮問第170号）

答申日：平成30年7月11日（平成30年度（行情）答申第169号）

事件名：特定番号の答申書の付言の内容について審査請求人に連絡した文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、観光庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年12月1日付け観総第295号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

本件処分が適切であるかを、再度、精査していただきたい。なお、本件処分で処分庁は、次の①②③の文書（計22頁）を開示している。

- ① 決裁文書一式：20頁
- ② 会計課長あて請求書：1頁
- ③ 書類送付状：1頁

①の文書は裁決書を決裁したものであり、観光庁総務課の担当職員が起案して、観光庁総務課の広報広聴官、企画官、課長及び観光庁の次長が決裁している。また、③の文書は、①②に係る書類送付状である。書類送付状であることから、組織としての意思決定はされていないと考えられる。

しかしながら、②の文書は、総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）平成29年度（行情）答申第242号（平成29年9月26日）（以下「先行答申」という。）において「開示請

求手数料を300円徴収しており手続に不備があったといわざるを得ない」と付言されたことについての処分庁の対応であり、組織の意思決定がされているはずである。担当職員が丁寧な対応をしていることはわかるが、個人の責任で②の文書を作成しているとは考えられず、②の文書の決裁の存否を教えていただきたい。

## (2) 意見書

ア 本件請求文書は、「先行答申において『開示請求手数料を300円徴収しており手続に不備があったといわざるを得ない』と付言されたことについて審査請求人及び審査会に対して連絡した内容がわかるもの（決裁文書を含む。）」です。開示請求書に公開されている答申書を添付して開示請求しました。

イ 諮問庁が理由説明書で述べるとおり、諮問庁は原処分で、審査請求人に対して連絡した内容として、「裁決書（平成29年10月25日付観総第267号）の決裁文書一式」、「会計課長あて請求書」、「書類送付状」を対象公文書として特定して、その一部を開示しました。しかし、審査会に対して連絡した内容については、存否を示していません。存在する場合には不開示とする理由を説明する義務がありますし、存在しない場合には不存在であることおよびその理由を説明する義務がありますが、そのどちらもされていません。原処分には瑕疵があり、取り消されるべきものと考えます。

ウ 諮問庁の理由説明書で「『会計課長あて請求書』については、観光庁から国土交通省大臣官房会計課（以下「会計課」という。）へ文書を出すに当たっての決裁文書があるだろう・・・」と書かれていますが、審査請求人は「会計課長あて請求書」が会計課に送られるものであるとは、全く知りません。審査請求人の疑問は、「会計課長あて請求書」を作成すること自体の決裁文書の存否です。諮問庁は開示請求者に誤徴収した金銭を返す義務があり（付け加えれば、開示請求者に返金を要求させて返金するのではなく、諮問庁が自ら債務を認め、返金手続するもののはずです）、組織として返金手続を始めることを担当者が起案し、決裁権限のある職員が決裁した文書があるのではないかとおたずねしています。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件請求文書の開示を求めてされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて処分庁は、原処分を行った。
- (3) これに対し、本件審査請求は、原処分を取消し、「会計課長あて請求書」の決裁の存否の教示を求めて行われたものである。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、審査請求書によると、以下のとおりである。  
本件処分が適切であるかを、再度、精査していただきたい。

## 3 原処分に対する諮問庁の考え方

### (1) 本件対象文書について

本件については、審査請求人から請求のあった文書を部分開示したものである。

### (2) 原処分の妥当性について

本件の経緯は以下の通りである。特定文書の開示請求で請求者から電子による申請があった際に、本来200円を徴収すべきところ、300円を誤徴収してしまった。その後、審査請求に対する答申（先行答申）の付言「開示請求手数料を300円徴収しており手続に不備があったといわざるを得ない」について、本件の情報公開請求が同年11月3日付でされた。

この情報公開請求に対し、平成29年12月1日付観総第295号で「裁決書（平成29年10月25日付観総第267号）の決裁文書一式」、「会計課長あて請求書」、「書類送付状」の3点を部分開示した。その部分開示に対し、「会計課長あて請求書」については、観光庁から会計課へ文書を出すに当たっての決裁文書があるだろうということで、審査請求があったものである。しかしながら、観光庁については、支払い処理の権限は会計課長にあり、会計課において事務手続を進めることとなっている。よって、支払いに関する決裁は観光庁において行っていない。そのため、原処分は妥当であると考える。

なお、開示文書が部分開示となった理由は、請求者の個人名や住所が、法5条1項1号の個人に関する情報に該当するためである。また、今回開示した文書以外に文書は存在しない。

## 4 結論

以上のことから、処分庁が行った原処分は妥当であることから、これを維持すべきであると考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年3月28日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月14日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年6月26日    | 審議            |
| ⑤ | 同年7月9日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（本件対象文書）を特定した上で、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書以外にも本件請求文書に該当する文書が存在する旨主張しているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を特定した経緯について改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 先行答申書の付言（以下「本件付言」という。）を受け、観光庁では平成29年10月26日に、先行答申に係る審査請求を行った審査請求人（以下「別件審査請求人」という。）へ同月25日付け観総第267号裁決書、請求書（国土交通省大臣官房会計課長あて）（文書2）及び書類送付状（裁決書及び返金請求書の送付）（文書3）を送付した。審査請求人はこのうち、文書2について「会計課長あて請求書」を作成すること自体の決裁文書が存在する旨主張していると解される。

イ 観光庁の支出機関については、「国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第60号）」により、会計課長が充てられている。したがって、本件付言にかかる返金手続業務についても、会計課担当職員が行うこととなるが、その業務を行う上で、別件審査請求人の振込先情報が記載された「会計課長あて請求書」が必要となるため、会計課担当職員から同庁総務課調整室の経理担当職員を経由して、同庁情報公開担当職員へ「会計課長あて請求書」を別件審査請求人に送付する必要がある旨口頭で指示がされた。この指示を受けて同情報公開担当職員は、過去の事例を参考に任意の書式で「会計課長あて請求書」に当たる文書2を作成し、裁決書、返信用封筒とともに同封して、別件審査請求人に送付したものである。

ウ つまり、別件審査請求人への返金処理は、会計課において別件審査請求人から返金の請求書が提出されることをもって開始されるものであり、その請求書の様式である文書2の作成及び送付についての決裁はそもそも不要である。以上のことから、支出機関のない観光庁において返金に関する決裁行為等は行っておらず、本件対象文書以外の文書については保有していない。

エ なお、審査請求人は意見書で審査会に対して連絡した内容について存否を示していない旨主張しているが、付言に係る対応については審

査会へ連絡はしておらず、本件対象文書以外の文書は作成・保有していない。

念のため、執務室、書庫及び倉庫を探索したものの、本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において諮問庁から「国土交通省所管会計事務取扱規則」の提示を受けて確認したところ、同規則22条により観光庁の支出決定事務については、会計課長に委任していることが認められた。

そうすると、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。したがって、観光庁において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、観光庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求文書

情報公開・個人情報保護審査会平成29年度（行情）答申第242号（平成29年9月26日）において「開示請求手数料を300円徴収しており手続に不備があったといわざるを得ない」と付言されたことについて審査請求人および審査会に対して連絡した内容がわかるもの（決裁文書等を含む。）

### 2 本件対象文書

- 文書1 「審査請求に対する裁決書の通知について」決裁文書一式
- 文書2 請求書（国土交通省大臣官房会計課長あて）
- 文書3 書類送付状（裁決書及び返金請求書の送付）